

役員に対する給与・退職手当の支給についての内規

財団法人ウイルス肝炎研究財団

平成 15 年 6 月 3 日

- 1 寄附行為第 20 条第 1 項ただし書きの規定にかかわらず、すべての役員に対して給与・退職手当を支給しない。
- 2 寄附行為第 20 条第 1 項ただし書きを適用する場合には、予め理事会の議決を経て、役員給与・退職手当支給規程に基づき支給するものとする。

附 則

この内規は、平成 15 年 6 月 3 日から適用する。